

JIS

汎用情報配線設備－第3部：産業用施設

JIS X 5150-3 : 2022

(ISO/IEC 11801-3 : 2017 + Amd 1 : 2021)

(JSA)

令和4年12月20日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊 藤 雅 樹	株式会社日立製作所
	菊 川 裕 幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	山 口 大 輔	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 4.12.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.12.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会
(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	4
2 引用規格	4
3 用語及び定義, 略語並びに記号	5
3.1 用語及び定義	5
3.2 略語	7
3.3 記号	8
4 適合性	8
5 汎用配線システムの構造	9
5.1 一般	9
5.2 機能要素	9
5.3 配線サブシステム	11
5.4 サブシステムの相互接続	13
5.5 機能要素の収容設備	15
5.6 インタフェース	16
5.7 範囲及び構成	17
6 チャンネル性能要件	19
6.1 一般	19
6.2 環境性能	21
6.3 伝送性能	21
7 リンク性能要件	22
7.1 一般	22
7.2 平衡配線設備	22
7.3 光ファイバ配線設備	23
8 基本配線構成	23
8.1 一般	23
8.2 平衡配線設備	23
8.3 光ファイバ配線設備	29
9 ケーブルの要件	30
9.1 一般	30
9.2 平衡ケーブル	30
9.3 光ファイバケーブル	30
10 接続器具の要件	30
10.1 一般要件	30
10.2 平衡配線設備用接続器具	30

	ページ
10.3 光ファイバ配線設備用接続器具	31
11 コード	32
11.1 ジャンパ	32
11.2 平衡コード	32
11.3 光ファイバコード	32
附属書 A (規定) 産業用配線システム	33
附属書 B (規定) 追加の基本配線構成	35
附属書 C (参考) その他の配線構成	41
附属書 D (規定) エンド ツー エンドリンク構成に関する要件	44
附属書 E (規定) 周波数の上限が 600 MHz 以下のシングルペア配線チャンネルの要件	54
参考文献	61
解 説	63

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

汎用情報配線設備—第3部：産業用施設

Information technology—Generic cabling for customer premises—

Part 3: Industrial premises

序文

この規格は、2017年に第1版として発行された **ISO/IEC 11801-3** 及び 2021年に発行された Amendment 1 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、産業用施設内のオートメーションアイランド又は他のタイプの建物内の産業空間に堅ろう (牢) なサービスを提供するために重要な汎用情報配線設備について規定している。

加えて、次の構内を含むこともある。

- **JIS X 5150-2** で規定されている汎用配線設備の対象となるオフィス施設
- **ISO/IEC 11801-5** で規定されている汎用配線設備の対象となるデータセンタ

産業用施設における分散型ビルサービスのための汎用配線設備は、**ISO/IEC 11801-6** に規定されており、前記の全ての施設及びその中の空間を対象としている。

この規格は、**JIS X 5150** 規格群 (**ISO/IEC 11801** 規格群) の全てのパートと **IEC 61918** 及び **IEC 61784-5** 規格群との相関関係を考慮している。

情報配線技術に関連する規格、すなわち、汎用配線設計のための規格である **JIS X 5150** 規格群 (**ISO/IEC 11801** 規格群)、施工、運用及び管理に対する規格、並びに敷設された汎用配線設備の試験に対する規格間の概略的及び文脈上の関係を、**図 1** に示す。